

② 社会体育施設

県総合スポーツセンター伊香保リンクにおいて、損傷箇所（リンクハウス付近の地盤陥没、第2リンク管路漏水）の修繕等を行った。

③ その他教育機関

総合教育センターでは、地震により被害を受けた箇所について、余震による二次被害を防止するため、階段室壁面ボード落下部分をブルーシートで覆うなどの応急対策を行った。体育研修棟は、安全が確認できるまで使用を控えた。復旧工事については、平成24年3月末までに完了する予定で、小破修繕等含めると被害総額は約14,000千円に及んだ。

文書館では、地震により被害を受けた箇所について、亀裂の穴埋め・電動書架の部品交換等による修理を行った。

5 その他

(1) 県関係行政庁舎

- ・ 県庁舎（行政庁舎） 応急・復旧対策を講じるほどの被害はなかった。
- ・ 前橋合同庁舎 タイル補修 113,400円（23年7月完了）
- ・ 伊勢崎合同庁舎 玄関ガラス補修 163,800円（23年4月完了）
換気用制気口改修 1,995,000円（23年7月完了）
- ・ 高崎合同庁舎 玄関ガラス補修 58,800円（23年3月完了）
壁のヒビ補修 840,000円（23年7月完了）
- ・ 太田合同庁舎 別館連絡通路補修 1,837,500円（23年8月完了）
- ・ 桐生合同庁舎 玄関ガラス補修 73,500円（23年3月完了）
床の補修 210,000円（23年7月完了）

(2) 廃棄物処理関係施設

一般廃棄物処理施設の被災部分の修繕等〔実施主体：市町村等〕

(3) その他

- ・ つつじが岡公園旧秋元別邸 特殊ガラス及び漆喰壁の補修 283,500円
（23年7月完了）

第2節 県内被災者への支援

1 県内被災者の状況

(1) 人的被害

人的被害については、死者1名、重傷者14名、軽傷者27名の計42名となっている。
(平成24年3月11日現在)

(2) 住家被害

住家被害については、半壊7棟、一部破損17,246棟の計17,253棟となっている。
(平成24年3月11日現在)

2 支援内容

(1) 災害弔慰金

東日本大震災では、災害救助法を適用した県が2以上あったことから、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく災害弔慰金の支給対象災害となった。

本県でも、この災害により亡くなった方に対して、館林市が災害弔慰金を支給した。

- ・対象者：1人(生計維持者以外)
- ・支給額：2,500千円(うち国庫負担額1,250千円、県及び市負担額各655千円)

(2) 義援金

① 群馬県義援金募集・配分委員会の設置

東日本大震災に関しては、その被害が多数の都道府県にわたっていたことなどから、日本赤十字社、中央共同募金会等の義援金受付団体に対して、全国から多くの義援金が寄せられ、厚生労働省が設置した「義援金配分割合決定委員会」において、各被災都道府県への配分のあり方が検討された。

県では、「義援金配分割合決定委員会」での配分指標等を参考に、県内被災者(遺族)への配分基準等を審議するため、平成23年4月15日付けで「群馬県義援金募集・配分委員会」を設置した。

② 義援金の配分

平成24年1月25日までに本県に配分された義援金総額	
日本赤十字社・共同募金会からの配分	4,958,036円
内閣府からの配分	45,000円
合計	5,003,036円

【県内被害者の状況】

死亡者	1名	館林市
住宅半壊	7戸	高崎市(2)・桐生市(2)・渋川市・大泉町(2)
重傷者	14名	高崎市(2)・伊勢崎市(4)・太田市・渋川市・富岡市(3)・安中市(2)・吉岡町

ア 第1次配分に係る配分基準について

東日本大震災の義援金第1次配分に係る配分基準を審議するため、平成23年4月15日付で群馬県義援金募集・配分委員会(書面審議)を開催し、次のとおり配分方針を決定した。

【第1次配分】 1,610,000円

死亡者	1人当たり	350千円
住宅半壊	1戸当たり	180千円

イ 第2次配分（第1回）に係る配分基準について

東日本大震災の義援金第2次配分（第1回）に係る配分基準を審議するため、平成23年6月27日に群馬県義援金募集・配分委員会を開催し、次のとおり配分方針を決定した。

国の義援金配分割合決定委員会では、重傷者については配分対象としていないが、本県では、審議の結果、重傷者についても見舞金として配分する方針とした。

【第2次配分（第1回）】 2,470,000円

死亡者	1人当たり	440千円
住宅半壊	1戸当たり	230千円
重傷者	1人当たり	30千円

ウ 第2次配分（第2～4回）に係る配分基準について

東日本大震災の義援金第2次配分（第2～4回）に係る配分基準を審議するため、平成24年1月10日付で群馬県義援金募集・配分委員会（書面審議）を開催し、次のとおり配分方針を決定した。

なお、日本政府に寄せられ、内閣府から配分された義援金についても、次のとおり配分方針を決定した。

【第2次配分（第2～4回）】 873,000円

死亡者	1人当たり	194千円
住宅半壊	1人当たり	97千円

【内閣府からの配分】 45,000円

死亡者	1人当たり	10千円
住宅半壊	1人当たり	5千円

(3) 宅地・住宅の危険度判定

① 宅地の危険度判定

被災宅地危険度判定は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的としている。

今回の東日本大震災では、桐生市、渋川市の県内2市が被災宅地危険度判定を実施した。

桐生市では地震後に市の道路部局が道路パトロールを行ったところ、宅地被害がみられる場所があるとの情報から現地の状況を把握し、被災宅地危険度判定活動を行うことを決定し、平成23年3月14日（月）から3月22日（火）の間、桐生市職員により実施した。

判定に関しては、主に住民からの要望により行うことが多く、群馬県内で初めて被災宅地危険度判定制度が活用された。

渋川市では、渋川市金井にある丘陵地に都市計画法が適用される以前に造成された軽浜団地が主に被害を受けた。判定活動もその団地を中心に行っている。桐生市と同じく被災が顕著な場所と住民の要望に応じて判定活動を行った。

判定は平成23年3月18日（金）から4月26日（火）の間、渋川市職員により実施した。

被災宅地危険度判定結果

	危険	要注意	調査済	計	判定士延人員
桐生市	21	3	5	29	24
渋川市	3	6	2	11	16
合計	24	9	7	40	40



被災宅地の危険度を判定＝3月、桐生市



宅地被害による立入禁止措置＝3月、渋川市軽浜団地内

② 被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後の余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。

今回の東日本大震災では、桐生市、太田市、渋川市、邑楽町の県内4市町が被災建築物応急危険度判定を実施した。

地震発生翌日から桐生市が市職員による判定活動を開始し、ほか3市町も行政職員を中心に判定活動を行った。県は、邑楽町の要請により県職員を派遣して判定活動を支援し、また、社団法人群馬建築士会は、桐生市の要請により判定士を派遣して判定活動を支援した。

その結果、3月12日から3月30日までの19日間で4市町合計で延べ120人の判定士により、110件の判定をした。

被災建築物応急危険度判定結果

市町名	危険	要注意	調査済	計	判定士延人員
桐生市	28	54	12	94	96
太田市	0	3	6	9	11
渋川市	2	2	1	5	10
邑楽町	0	2	0	2	3
計	30	61	19	110	120



被災建物の応急危険度を判定＝3月

第3節 福島第一原子力発電所事故に対する対応

1 放射能汚染の監視、検査

(1) 環境放射線（環境森林部所管）

① 環境放射能定点観測

ア 空間放射線量率（モニタリングポスト）…前橋市内

東日本大震災以前から、文部科学省（以下、「文科省」という）からの受託事業の中でモニタリングポストによる空間放射線量率を測定している。原子力発電所の事故を受け委託者である文科省の承諾を取りつけ、測定結果の県HP上での公表を3月12日から開始した。公表は1時間毎に毎日行ったが、線量の低下した現状では、毎日2回の更新としている。

測定値は3月15日14時の0.562 μ Sv/hをピークとし、その後減少傾向を示し、平成23年末時点では0.030 μ Sv/h程度で落ち着いている。

イ 空間放射線量率（サーベイメータ）…桐生市内

4月～8月まで群馬大学の測定協力を得て、サーベイメータによる空間放射線量測定結果を県HP上で公表した。

ウ 空間放射線量率（モニタリングポスト）…高崎市内

4月から日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所の協力を得て、同研究所が測定したモニタリングポストによる空間放射線量率測定結果を県HP上でも公表している。

エ 空間放射線量率（サーベイメータ等）…前橋市、中之条町、片品村、川場村、邑楽町内

4月～9月まで、川場村の協力も得て、サーベイメータやハンディ線量計による空間放射線量率測定結果を県HP上で、閉庁日を除く毎日2回公表した。

オ 空間放射線量率（サーベイメータ）…前橋市、中之条町、沼田市、太田市内

9月からエネルギー補償型サーベイメータを購入・使用し、確度の高い空間放射線量率測定結果を閉庁日を除く毎日1回、県HP上で公表している。

カ 定時降下物・上水（蛇口水）の放射能濃度…前橋市内

文科省からモニタリング強化依頼を受け、3月18日から毎日の降下物及び上水のゲルマニウム半導体検出器による放射能濃度測定を実施し、測定結果を県HP上で公表した。毎日1回の測定及び公表を行った（12月27日終了）。

② 環境放射能広域調査

ア 空間放射線量率（ハンディー型線量計）…県内92地点

5～6月にハンディ線量計により空間放射線量を測定し、結果を県HP上で公表した。

イ 空間放射線量率（サーベイメータ）…県内149地点

9月～10月にエネルギー補償型サーベイメータにより空間放射線量を測定し、結果を県HP上で公表した。

③ 環境放射能重点調査

ア 空間放射線量率（サーベイメータ）及び土壌の放射能濃度

上記②アのハンディ線量計による空間放射線量調査で高い数値が測定された中之条町、沼田市、川場村の4地点において、サーベイメータによる空間放射線量調査とゲルマニウム半導体検出器による土壌の放射能濃度調査を実施し、結果を県HP上で公表した。

イ 航空機による放射線モニタリング

文科省と共同で8月～9月に航空機による県内の空間放射線量率の分布状況を調査した。なお、航空機は県保有の防災ヘリコプターを使用した。また、この結果で高い空間放射線量率が観測された沼田市、川場村、桐生市、みどり市の27箇所において、エネルギー補償型サーベイメータによる空間放射線量調査を実施し、結果を県HP上で公表した。

④ モニタリングポスト増設

平成 23 年度、国の第 2 次補正予算により、群馬県内にモニタリングポスト 24 基が新しく配備されることとなった。県では設置場所を決定し、関係市町村との調整等を行った。

⑤ 放射線に関する説明会

各団体からの要請により、空間放射線量率の分布等についての説明会において、説明を行った（4回）。

(2) 環境放射線（総務部・健康福祉部所管）

① 保育所・私立学校の空間放射線量測定

5 月 28 日～7 月 29 日にかけて、県民健康科学大学の指導協力により、県内の公私立保育所及び私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）565 施設の園庭・校庭について空間放射線量の測定を行った。

測定結果は、公立学校の測定を行った教育委員会とともに、県HPで公表した。

単位：μSv/h

測定位置	測定結果の範囲	平均
地表	0.028 ～ 0.620	0.111
地上 50 c m	0.031 ～ 0.537	0.101
地上 1 m	0.029 ～ 0.502	0.096

② 認可外保育施設の空間放射線量測定

7 月 8 日～7 月 14 日にかけて、県民健康科学大学の指導協力により、県内の認可外保育施設（43 施設*）の園庭の空間放射線量を測定し、結果を県HPで公表した。

* 県が届け出を受理している 150 施設のうち、園庭があり測定を希望した施設

単位：μSv/h

測定位置	測定結果の範囲	平均
地表	0.045 ～ 0.401	0.111
地上 50 c m	0.048 ～ 0.308	0.093
地上 1 m	0.049 ～ 0.245	0.085

③ 障害児施設についての放射線測定

7 月 15 日、障害児施設のうち利用児童が園庭等で活動する機会の多い 7 施設（入所 4、通所 3）について、障害政策課職員が巡回し放射線量測定を実施した。

その結果、異常な値は認められなかった。

さらに、11 月に、障害児施設に対し放射線測定器を希望に応じて貸し出しを行い、10 施設で施設職員による自主測定を実施した。その結果、異常な値は認められなかった。

④ 市町村及び県所属への放射線測定器の貸出し

平成 23 年 9 月から、子どもの安全・安心等の確保のため、測定器を必要とする市町村及び県所属に対し、ハンディ型線量計（PA-1000 Radi）の貸出しを行った。

貸出状況：4 市町村 延べ 6 台、11 所属 延べ 26 台（H24.3.1 現在）

(3) 環境放射線（県土整備部所管）

① 県立都市公園における放射線量及び放射性物質の測定

ア 空間放射線量

月 日	場 所	測定値 (μSv/h)			備 考
		地表	地上 0.5m	地上 1m	
6 月 26 日	敷島公園	0.112	0.102	0.101	補助陸上競技場中央
6 月 26 日	敷島公園	0.129	0.105	0.097	屋外プール プールサイド
6 月 26 日	群馬の森	0.076	0.070	0.071	大芝生広場中央
6 月 26 日	観音山ファミリーパーク	0.097	0.089	0.091	森の芝生広場中央

※測定機器 T C S - 1 5 1

月 日	場 所	測定値 (μSv/h)			備 考
		地表	地上 0.5m	地上 1m	
5月21日	金山総合公園	0.168	0.153	0.137	わんぱく広場(芝生)
5月22日	つつじが岡公園	0.068	0.083	0.091	入口付近(土)
5月22日	館林美術館	0.143	0.129	0.118	通路(ブロック)

※測定機器 PA-1000Radi

※東部県民局で測定

イ プール水等の放射性物質の測定

採水日	採水箇所	測定値 (Bq/kg)	
		ヨウ素 131	セシウム 137
5月21日	敷島公園屋外プール (25 mプール)	不検出	不検出
5月22日	敷島公園屋外プール (くじらプール)	不検出	不検出
5月22日	金山総合公園じゃぶじゃぶ池	不検出	不検出

※検出限界値は 20Bq/kg でこれ以下は「不検出」と表記

※測定機器 NaI シンチレーション検出器

② 水質浄化センターにおける放射線量の測定

測定 開始日	浄化センター名	測定値 (μSv/h)			備 考
		屋外	屋内	搬出汚泥	
5月13日	奥利根水質浄化センター	0.05 ~ 0.11	0.03 ~ 0.09	0.01 ~ 0.08	週 1 回測定
5月14日	県央水質浄化センター	0.04 ~ 0.08	0.03 ~ 0.07	0.02 ~ 0.05	週 1 回測定
5月17日	桐生水質浄化センター	0.06 ~ 0.09	0.02 ~ 0.07	0.04 ~ 0.06	週 1 回測定
5月20日	西邑楽水質浄化センター	0.05 ~ 0.09	0.03 ~ 0.09	0.03 ~ 0.06	週 1 回測定

※屋外：敷地境界付近最大値 屋内：ホッパー室の最大値

※測定機器 RadEye PRD-ER

※利根備前島及び平塚水質浄化センターは、運転管理を行っている太田市、伊勢崎市で随時測定。

(4) 環境放射線 (教育委員会所管)

① 学校校庭の空間放射線量の定点測定

各教育事務所ごとに小学校 1 校 (計 5 校) の校庭について、継続して空間放射線量の測定を行った。5 月 27 日から毎週二回 (火・金曜日) 測定し公表を行った。(下表は平成 24 年 3 月 27 日までの測定値)

単位：μSv/h

学 校 名	測定結果の範囲(地上 50cm)	平均
前橋市立細井小学校	0.075 ~ 0.118	0.090
高崎市立北小学校	0.035 ~ 0.068	0.048
中之条町立中之条小学校	0.087 ~ 0.186	0.115
沼田市立川田小学校	0.115 ~ 0.215	0.150
太田市立宝泉東小学校	0.057 ~ 0.114	0.074

② 公立学校校庭の空間放射線量測定

5 月 28 日～7 月 29 日にかけて、県民健康科学大学同窓会放射線部の指導協力により、県内の公立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校) 全校 (678 校) の校庭・園庭について空間放射線量の測定を行った。

測定結果は、私立学校の測定を行った学事法制課、保育園の測定を行った子育て支援課とともに、全 1,243 施設の公表を行った。

単位：μSv/h

測定位置	測定結果の範囲	平均
地表	0.028 ~ 0.620	0.111
地上 50 c m	0.031 ~ 0.537	0.101
地上 1 m	0.029 ~ 0.502	0.096

③ 学校プール水の放射性物質測定

各教育事務所ごとに小学校1校（計5校）及び県立高校8校のプール水について、放射性物質の測定を2回行った。

単位：Bq/kg

採水カ所（学校プール）	採水日		ヨウ素 131	セシウム 137
伊勢崎市立三郷小学校	6月10日	7月14日	不検出	不検出
藤岡市立藤岡第二小学校			不検出	不検出
高山村立高山小学校			不検出	不検出
みなかみ町立古馬牧小学校			不検出	不検出
大泉町立北小学校			不検出	不検出
前橋南高等学校	6月23日	7月14日	不検出	不検出
高崎高等学校	6月24日	7月12日	不検出	不検出
館林高等学校	6月27日	7月14日	不検出	不検出
西邑楽高等学校		7月12日	不検出	不検出
玉村高等学校	6月23日	7月11日	不検出	不検出
盲学校		7月14日	不検出	不検出
豊学校		7月12日	不検出	不検出
みやま養護学校		7月14日	不検出	不検出

※検出限界値は6月の測定は20Bq/kg、7月の測定は10Bq/kg

（5）水道水及び水道原水

3月18日から、文科省が実施する「環境放射能水準調査」のために衛生環境研究所（上沖町）に設置した放射性物質測定器（ゲルマニウム半導体検出器）を用いて、同所水道水について放射性物質の測定を毎日実施した。本調査は検査に長時間をかけるため、検出限界値が0.1～0.3Bq/kgと低く抑えられ、詳細な数値の検出が可能であった。

検査結果の最大値は放射性ヨウ素 9.3Bq/kg（3月22日）、放射性セシウム 2.4Bq/kg（3月20日）であり、6月4日以降不検出の状況が続いた。（本調査については、12月28日からより高精度の調査へと変更することが国から示され、測定頻度も3ヶ月に1回に変更されることになったが、県ではその後も本県独自に蛇口水の毎日の検査を継続した。）

また、3月18日に衛生食品課と企業局とで連携し、水道水の安全性確保の観点から、県の代表的な河川である利根川、渡良瀬川について緊急検査を開始し、3月24日から企業局の3カ所の県営浄水場で採取した水道水について、衛生環境研究所・食品安全検査センターで定期的な検査を実施した。さらに4月5日から民間検査機関への委託検査も開始した。8月には企業局で放射性物質測定機器（ゲルマニウム半導体検出器）を導入し、検査体制が整ったことから、県営浄水場の水道水の定期検査については9月9日から測定機関を企業局に移し、週3回の頻度で実施した。

検査結果の最大値は、県央第一水道事務所で放射性ヨウ素 14Bq/kg（3月18日）、東部地域水道事務所で放射性ヨウ素 62Bq/kg（3月24日）、新田山田水道事務所で放射性ヨウ素 15Bq/kg（3月24日）であり、放射性セシウムについてはすべて「不検出」の状況であった。（検出下限値6～13Bq/kg）。

また、各市町村（水道事業者）については、衛生食品課から各市町村（水道事業者）に対して、民間検査機関への委託検査の実施を要請し、全市町村で定期的に検査を実施した。いずれの測定値もほぼ「不検出」の状況であった。

（6）農林水畜産物

① 概要（林産物を除く）

福島第一原子力発電所事故後から、「すべての県産農畜産物を定期的に検査し、その結果を速やかに公表する」ことを基本に据え、安全性確保へ向けた取組みを行っている。

農業技術センターにゲルマニウム半導体検出器を、食肉衛生検査所に Nai シンチレーションスペクトロメーターを整備し、県産農畜産物の検査体制を強化するとともに、国等関係機関の協力や民間機関への委託により定期的な安全検査に努めている。



※農業技術センター
ゲルマニウム半導体検出器

② 農産物（米を除く）

野菜の検査から始まり、果実、麦、こんにゃく等にモニタリング対象を拡大し、県内全市町村で 99 品目、661 検体を検査した。（平成 24 年 3 月末現在）

③ 米

国の検査方針が示されたことから、8 月 12 日に市町村、農業協同組合ほか関係団体に検査方法について説明するとともに、安全性が確認されるまでの間、出荷自粛を生産者に徹底するよう要請した。

検査は、放射性物質濃度の傾向をみる予備調査（収穫前）を沼田市など 4 市町村 8 か所で、出荷の是非を判断する本調査（収穫後）を米の作付けを行う 31 市町村 93 か所で行った。8 月末から順次検査を行い、10 月 5 日に県産米の安全宣言を行った。

④ 水産物

検査は、被害の進行状況、県内の大気、水道水、土壌等の放射性物資モニタリングの結果、県内及び他県の水産物の検査結果などを注視しながら、食用に用いる可能性のある魚種を優先して実施した。

検査魚の採捕については、漁場管理者（漁業協同組合や市町村など）や養殖業者に依頼し、採捕後の放射性物質の検査は、県または民間業者で実施した。



※赤城大沼における検体採捕状況

⑤ 畜産物・牧草等

原乳の検査は、4 月中旬以降、集乳所に集められた原乳を 2 検体ずつ毎週実施した。

牛肉は、県内のと畜場に出荷される肉牛の全頭検査を 7 月 31 日から開始した。

牧草は、県内を 3 地域（東部、中西、北毛地域）に区分し、4 月 26 日から検査を開始した。その後、夏作飼料作物、稲わら、畜産農家の堆肥等についても検査を実施した。

さらに、平成 24 年 2 月 15 日付けで「牛用飼料の暫定許容値改訂に伴う今後の対応方針」を策定し汚染牧草の実態把握に努めた。

⑥ 野生鳥獣肉

検査は、食品安全局（食品安全課、衛生食品課）、環境森林部（自然環境課）、農政部（技術支援課）の連携により、環境調査の一環として、県内各地で事故以降に捕獲された野生鳥獣肉（イシ、ニホンジカ、ツキノクグマ、カカモ、キジ、ヤマトリ）及び県内の野生獣肉加工施設に持ち込まれた野生獣肉（イシ、ニホンジカ）を対象として実施した。

⑦ パーク（樹皮）

平成 23 年 7 月 8 日、9 日に東京都の食肉放射線モニタリング調査の結果、福島県南相馬市から出荷された肉牛から暫定基準値を超える放射性セシウムが検出された。

この原因が飼料として与えられた稲わらの汚染であることが判明し、7 月 26 日付け 23 林政産第 86 号により林野庁木材産業課長から群馬県を含む 17 都県に放射性物質の

汚染の恐れのあるバークを牛の敷料や堆肥の原料用として譲渡しないよう通知があった。

これを受けて、翌 27 日付けで林業・木材産業団体に対しバークの取り扱いについて周知するとともに、現状把握のため 8 月 4 日、県内 6 個所の製材工場でバークの汚染状況を調査した。

その後、26 日付けのバークの取り扱いについては廃止され、8 月 23 日付けでバーク含む家畜用の敷料について暫定基準値 400Bq/kg が制定され、現在に至っている。

なお、8 月 4 日の調査では、県内 6 個所の製材工場のうち 2 個所で暫定基準値を超える放射性セシウムが検出された。

⑧ きのこと

他県のきのこに係る基準値超えの報道や、4 月 13 日福島県の原木しいたけが出荷制限となったことを受け、4 月 18 日に本県で初めてきのこの放射性物質汚染に係る安全検査を実施し、それ以降、検査を継続して実施している。

検査対象は、原木しいたけ（露地栽培、施設栽培）、菌床しいたけ、乾しいたけ、まいたけ、なめこ、ぶなしめじ、えのきたけ、ひらたけ、エリンギ、野生きのこである。

検査結果は 12 月 5 日に乾しいたけ（原木栽培）の 8 検体が食品の暫定基準値を超えたため、同日付で 8 市町村に対して出荷自粛を要請したが、その他のきのこの検査結果は検出されないか、暫定基準値を下回っている。

(7) 流通食品等

① 食の安全危機管理チーム員会議

3 月 16 日、食品安全局は空气中に放射性物質が飛散している状態を考慮し、県庁内関係所属（健康福祉部、環境森林部、農政部）による緊急の『食の安全危機管理チーム員会議』を開催して、部局を超えた連携体制の確認を行った。

さらに農産物等の検査計画策定にあたり、食品安全課では検査対象品目の生産実態や地域的な広がり等を考慮し、漏れの無い検査が行われるよう関係課と調整を行った。

② 放射性物質汚染稲わらの給与による汚染牛肉の県内流通

放射性物質により汚染された稲わらの給与が疑われる牛の肉（疑汚染牛肉）が全国に流通していることが判明したことから、全国の自治体では流通元の情報提供に基づき調査・指導が行われた。

本県では 7 月 15 日以降から、宮城県、福島県、岩手県等 6 県で生産された 102 頭に由来する疑汚染牛肉について、1 都 7 県 3 市の 11 自治体（本県を含む）からの情報に基づき、県内流通先の食肉処理施設、食肉販売店、飲食店を管轄保健福祉事務所が速やかに調査し、残品の検査と結果判明までの間の流通中止を指導した。なお、調査結果については衛生食品課が随時公表した。

県内流通が確認された疑汚染牛肉の調査結果（平成 24 年 2 月末現在）

期 間	平成 23 年 7 月 15 日～
調査件数	109 件
該当牛の生産地	宮城県（58 頭）、福島県（38 頭）、岩手県（7 頭）、茨城県（3 頭）、北海道（2 頭）、新潟県（1 頭）
通報元の自治体	宮城県（38 件）、埼玉県（17 件）、青森県（15 件）、福島県（14 件）、群馬県（8 件）、東京都（5 件）、仙台市（5 件）、茨城県（3 件）、新潟県（1 件）、川崎市（1 件）、さいたま市（1 件）、横浜市（1 件）
結 果 (本県及び他自治体の検査検査結果)	暫定規制値超過件数：3 件 (内 2 件は県内での販売・消費は確認されなかった。) 暫定規制値以内件数：10 件 検査未実施件数：96 件（残品なし）

③ 12 月から開始した流通食品の放射性物質検査

県内に流通する食品の安全性確保対策として、生産部局では国及び近隣自治体と協調し、原発事故後の 3 月 19 日から県内産の農畜水産物（食品）中の放射性物質のモニタ

リング検査を中心に行い、暫定規制値を超過した食品について生産・出荷団体等に出荷自粛及び必要により自主回収を要請してきた。

これらの対策により、高濃度に汚染された食品の流通は市場に出回らない体勢が整ってきた。その一方で、暫定規制値を上回る食品が明らかになってくることにより、消費者の食品摂取による健康被害への不安が高まり、国において、暫定規制値を5分の1以下とする新たな基準値が具体化された。

食品安全局では、県の機関に食品検査用としてゲルマニウム半導体検出器が整備されたことから、本県の生産部局及び近隣自治体等が実施するモニタリング検査結果を踏まえ、12月から検査を開始した。

検査は、市場流通食品の安全性を確認することを目的に、中核市の前橋市及び高崎市と連携し、県内の製造所又は販売店から保健福祉事務所（保健所）又は食品安全課が県内の製造所又は販売店から収去・試買により採取し、食品安全検査センターが実施した。なお、検査結果は、衛生食品課又は食品安全課がその都度公表した。

県内流通食品の放射性物質検査実施状況（平成24年2月末現在）

検査品目	加工食品(44)	乳・乳製品(16)、うどん・そば・パン・小麦粉(10)、清涼飲料水・果汁飲料(5)、漬物(5)、コンニャク(3)、豆腐(2)、イノシシ肉ハム・シカ肉ハム(2)、ジャム(1)
	生鮮食品(12)	野菜・果実(7)、鮮魚(5)
検査結果	イノシシ肉ハム、シカ肉ハム：検出（暫定規制値500ベクレル/kg未満） それ以外の食品：すべて検出下限値（6～10Bq/kg）未満	

④ 卸売市場等での検査結果の周知

県内の卸売市場及び農産物直売所に対し、農畜産物の放射能検査の結果や損害賠償に関する情報等の周知を図っている。

(8) 給食用食材

① 概要

学校給食等のより一層の安全・安心を確保することを目的に、平成24年4月から、検査を希望する学校等の給食用食材の放射線検査を行う。

ア 検査対象

県立・市町村立学校、私立学校、幼稚園、保育所等（認可保育所、放課後児童クラブ、認可外保育施設、児童養護施設等）で提供される給食用食材

イ 検査機器の設置場所及び設置台数

中部、西部、吾妻、利根、東部の各教育事務所に各1台

ウ 検査の概要

ミキサーにかけて粉砕した調理前の食材を検査場所に持ち込み、検査を行う。放射性物質が確認された場合にその食材を使用しないなどの措置をとるため、複数の食材を混ぜたものの検査は行わない。

② 保育所等

平成24年3月5日現在、22市町村の197施設が検査を希望している。

施設	施設数
保育所	178
放課後児童クラブ	6
認可外保育施設	9
児童養護施設	3
児童自立支援施設	1
計	197

(9) 廃棄物処理施設等

廃棄物処理施設等の放射能濃度の測定と結果の公表を行った。

測定の実施主体は、主に廃棄物処理施設等の施設管理者である市町村等が主であるが、県で実施したものもある。

施設	測定対象	測定項目	測定施設数	結果 (～12月)
一般廃棄物の焼却施設	焼却灰 (飛灰、主灰)	放射能濃度	22	・2施設で8,000Bq/kg ^{注2} を超えた飛灰が確認され埋立せずに一時保管(7月測定分のみ) ・他はすべて8,000Bq/kg ^{注2} 以下
産業廃棄物の焼却施設	焼却灰 (飛灰、主灰)	放射能濃度	18	・全施設で8,000Bq/kg ^{注2} 以下
一般(産業)廃棄物の焼却施設 ^{注1}	排ガス	放射能濃度	6	・全施設で濃度限度 ^{注3} 以下
一般(産業)廃棄物の最終処分場 ^{注1}	浸出水 放流水	放射能濃度	7	・1施設で9月に濃度限度 ^{注3} を超えた放流水が確認され放流一時停止(放流水中の放射性物質の除去を行い11月末から放流再開) ・他はすべて濃度限度 ^{注3} 以下
仮置施設 ^{注1} の保管容器等周辺	周辺環境	空間放射線量	9	・管理区域 ^{注4} としての要件に該当する状況なし

- 注) 1. 上下水処理等副次産物(浄水発生土又は下水処理場若しくは集落排水施設から発生する脱水汚泥及び脱水汚泥を焼却・溶融等を行ったもの)の処理等を行っている施設が対象。
2. 一般廃棄物の焼却灰等が埋立可能な最終処分場で、埋立可能な放射能濃度。
3. 放流水中や排ガス中に含まれる放射能濃度の限度。
4. 電離放射線防止規則第3条第1項に定める基準(1.3mSv/3月(2.5μSv/hr))を超えるおそれがある場合、同規則により管理等(必要のある者以外の立入禁止等)が必要となる区域

(10) 農用地土壌

県内 2.5 km四方の区画から調査対象ほ場 760 か所を選定し、ゲルマニウム半導体検出器を用いて農地土壌中の放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)濃度を測定した。土壌作土中に含まれる放射性セシウムの濃度分布は、文科省の航空機モニタリングで得られた空間線量率の分布とほぼ同様の傾向を示した。

県内の90%を超える農地において500Bq/kg以下であり、最も高い地域では2,000Bq/kgから2,500Bq/kgの範囲であった。

今後、これまで得られた知見を基に調査地点数を増やし、さらに詳しく調査する。

(11) 上水道発生土

企業局所管の水道・工業用水道の浄水場では、河川から表流水を取水し、水を浄化する過程で発生する土砂(浄水発生土)に放射性セシウムが含まれていることが、6月下旬に放射性物質の検査を行った結果、判明した。

6カ所の浄水場では、浄水発生土の脱水方法、河川からの取水地点の違いなどにより、検出された放射性セシウムの濃度は数百Bq/kgから数万Bq/kgと違いはあるが、すべての浄水発生土がこれまで実施してきた道路の路盤材、土壌改良材などとして再利用することができなくなった。6月16日に原子力災害対策本部から示された通知で埋立処分できる濃度の浄水発生土でも、処分先が決まらず、各浄水場内で保管している。

しかしながら、敷地については限りがあることから、国等が新たな処分場を確保するなどの積極的な関与を強く要望している。

新たな浄水発生土の放射性セシウムの濃度は、各浄水場毎にピークを経て、平成24年1月末現在、数百Bq/kgから数千Bq/kgとなっており、発生土量は合計で4千m³以上となっている。

平成24年1月1日から完全施行された放射性物質汚染対処特別措置法により、8,000Bq/kg超の指定廃棄物は国に対して指定申請できることとなっているが、国等に引き渡されるまでの間は、保管しなければならないとされている。

企業局浄水場

浄水発生土のセシウム134・137測定値

(Bq/kg)

公表日	渋川工業用水道	東毛工業用水道	県央第一水道	新田山田水道	東部地域水道	県央第二水道
6月23日			87,000	380	1,490	6,500
7月14日			11,500 6,300	5,200		
7月21日			6,600	5,000	2,400	7,900
8月4日			3,800		2,200	
8月18日	14,600	3,900	6,000	4,100	2,030	15,400
8月31日			5,300	3,200	1,510	11,400
9月16日	2,190		3,200	5,400	1,390	10,500
9月22日				2,900	1,420	4,900
10月7日			2,700	2,500	1,190	4,600
10月21日			1,130	3,600	1,160	
11月7日			940	2,700	1,140	2,600
11月17日			900	2,500	870	
12月1日				2,700	670	3,600
12月16日			560	1,200		1,280
12月28日		1,010	530	630	560	2,110
1月13日			380		450	2,500
1月26日			340 470		370	2,500
2月10日				530	250	
2月20日			370		1,170	
2月23日				270	310	4,100
3月12日		1,760	183	208	174	

※埋立処分基準：8,000Bq/kg以下（排出事業者の管理）

8,000Bq/kg超のものは、国が収集、運搬、保管及び処分を行うこととされている（放射性物質汚染対処特措法第19条）

(12) 下水道発生汚泥

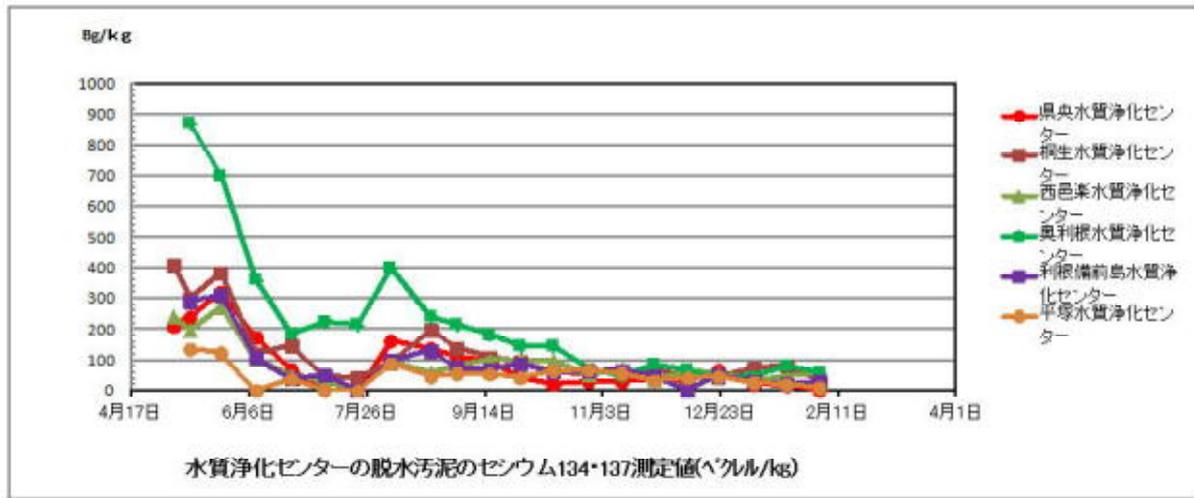
水質浄化センター

脱水汚泥のセシウム134・137測定値

(Bq/kg)

公表日	県央水質浄化センター	桐生水質浄化センター	西邑楽水質浄化センター	奥利根水質浄化センター	利根備前島水質浄化センター	平塚水質浄化センター
5月5日	210	410	240	-	-	-
5月12日	240	300	196	870	290	136
5月25日	320	380	270	700	310	124
6月9日	174	122	104	360	109	-
6月24日	71	148	50	186	38	39
7月8日	0	46	29	223	51	0
7月22日	0	42	0	214	0	0
8月5日	162	93	96	400	99	89
8月22日	138	196	61	240	131	46
9月2日	113	140	82	215	78	57
9月16日	98	110	101	183	70	55
9月29日	43	95	100	146	88	42
10月13日	22	62	99	145	62	66
10月28日	31	56	52	71	64	68
11月11日	28	63	72	48	67	57
11月25日	37	69	36	85	47	33
12月9日	29	48	63	68	0	42

12月22日	68	45	60	44	53	47
1月6日	20	73	34	45	31	27
1月20日	15	84	45	81	21	20
2月3日	0	28	59	61	30	10



(13) 県立病院の対応

① 病院敷地の空間放射線量の定点測定

患者・家族等に安心して来院していただくため、6月から各県立病院において、サーベイメータによる空間放射線量の測定を週1回実施し、その結果を病院玄関に掲示した。

単位：μSv/h

病院名	測定結果の範囲(地上1m)	平均
心臓血管センター	0.070 ～ 0.094	0.078
がんセンター	0.090 ～ 0.120	0.105
精神医療センター	0.082 ～ 0.100	0.092
小児医療センター	0.010 ～ 0.110	0.038

※ H23.6.20 ～ H24.2.29

② 給食材料の放射性物質検査

入院患児の安全・安心のため、8月から小児医療センターにおいて、野菜、根菜、果実類を中心に給食材料をサンプリングし、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質検査を週1回実施している。平成24年3月現在、放射性物質は不検出である。

3 放射能汚染への対応

(1) 県民等からの健康相談等

① 福島原発事故に係る放射線に関する健康相談

ア 目的

東京電力福島第一原子力発電所等の事故により環境中に放出された放射性物質が健康にもたらす影響等について、不安を訴える県民等からの問合せや相談等に対応するため、放射線相談窓口を設置した。

イ 設置場所及び開始日

- ・保健予防課及び保健福祉事務所
- ・平成23年3月14日(月)

ウ 対応者

保健予防課及び保健福祉事務所職員

エ 業務内容

県民等からの放射線や放射性物質が健康にもたらす影響等について相談に応じる。

I 期	3月14日(月)) 3月23日(水)	(平 日) 保健予防課及び各保健福祉事務所 (土・日) 保健予防課及び各保健福祉事務所
II 期	3月24日(木)) 4月28日(木)	(平 日) 保健予防課及び各保健福祉事務所 (土・日) 保健予防課 * 保健福祉事務所は、当番制により避難者受入れ 支援センターにて表面汚染測定に従事
III 期	4月29日(金)) 現 在	(平 日) 保健予防課及び各保健福祉事務所 (土・日) 緊急時のみ保健予防課で対応

② 福島原発事故に係る放射線の表面汚染測定

ア 目的

東京電力福島第一原子力発電所等の事故による放射性物質による人体等の表面汚染の状況について、福島県から避難された住民の方などからの希望に基づいて、サーベイメータによる表面汚染測定並びに除染指導（必要な場合に限る）を行った。

イ 表面汚染測定を実施した場所

- ・各保健福祉事務所及び保健予防課
- ・避難者受入れ支援センター（伊勢崎市内の県総合教育センターに設置）

③ 緊急消防援助隊派遣隊員の放射性物質による表面汚染測定

ア 測定対象

福島県へ援助隊として派遣され帰還した隊員（県内11消防本部）
約50～130人／回

イ 測定日時

平成23年3月19日（土）、4月5日（火）、4月8日（金）
概ね午前3時から午前7時まで

ウ 測定場所

太田市消防本部（集結地点）

エ 測定概要

放射線測定器（GMサーベイメータ）を用いて、帰還隊員の人体及び車両の放射性物質による表面汚染状況を測定

④ 放射線の健康への影響に関する有識者会議の開催

原子力発電所事故を起因とする放射性物質の県民の健康にもたらす影響と対策について、専門的かつ長期的な視点から幅広く有識者の意見を得るため、新たに「放射線の健康への影響に関する有識者会議」を設置し、初会合を開いた。

ア 委員

群馬大学医学部、県立がんセンター、県民健康科学大学、日本原子力研究開発機構及び県医師会の教授・医師等8人と、県健康福祉部長の計9人

イ 初会合の開催

平成23年11月21日（月）
（議事）報告事項：放射線・放射性物質に係る本県の取り組み状況について
 県内の空間放射線量・放射性物質の測定結果について
 協議事項：放射線の健康への影響について

(2) 農林水畜産物の相談・指導

① 概要（林産物を除く）

消費者・実需者・生産者の相談窓口を設置し、県内農畜産物に対する不安払拭に努めるとともに、放射能被害に対応した農業技術対策等を県内生産者に周知を図った。

また、暫定規制値を上回る値が確認された農畜産物については、安全性が確認されるまで、市町村・JA等を通じ、出荷や採捕等の自粛を要請した。

② 農産物（米を除く）

野菜、果実、麦、こんにゃく等の県産農産物の安全確認体制（検査方法、検査計画）、検査結果、出荷制限・解除等についての相談窓口を設置し、消費者・生産者からの電話相談に対応するとともに、技術対策等資料を作成し、県内生産者等に周知した。

◆技術対策等資料発行一覧

	技術対策資料名	発行日
1	計画停電等に対応した農業技術対策	3月15日
2	出荷制限の解除に伴う今後の野菜作付について（出荷制限解除関連）	4月11日
3	用水確保が困難な場合における水稲の技術対策について	4月28日
4	放射性物質が検査された野菜の廃棄方法	5月12日
5	来年に向けた茶園管理	7月 1日
6	お茶に含まれる放射性セシウム濃度の低減に向けた対応について	7月 4日
7	高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について	7月28日
8	放射性セシウム濃度の低減に向けたお茶の整枝について	10月11日
9	放射性物質が含まれる可能性のある落ち葉の利用自粛について	10月14日
10	野菜栽培における落ち葉等の代替技術について	10月17日
11	果樹栽培における落ち葉等の代替技術について	10月27日
12	果樹剪定枝の取扱いについて	1月18日
13	適正な土壌管理で放射性セシウムの吸収抑制を図りましょう！	2月 7日
14	果樹剪定枝の取扱いについて（第2版）	2月10日

③ 米

予備調査（収穫前）・本調査（収穫後）の仕組み、検査結果の取扱い（市町村ごとの自粛解除）等について、消費者・生産者の相談に応じた。また、安全性が確認されるまでの出荷自粛について、市町村・農協を通じて生産者に要請した。

④ 水産物

検査の結果、暫定規制値を上回る値が確認された場合は、漁場管理者に対して水産物の採捕自粛を要請する。

採捕自粛となった漁場については、原則として3回連続で暫定規制値を下回る値が確認された段階で解除を行うこととしている。

⑤ 畜産物・牧草等

畜産農家の経営支援、飼養管理指導に対応するため、7月20日に農業事務所家畜保健衛生課内に相談窓口を設置するとともに、(社)群馬県畜産協会に相談窓口を設置するよう依頼した。また、牧草や堆肥等の放射性物質濃度の暫定許容値等、畜産農家に必要な情報について、家畜保健衛生課を通じ随時情報提供を行っている。

⑥ バーク（樹皮）

家畜用敷料について暫定基準値が制定されたことにより、各事業者に対して取引に際しては、この基準を遵守するよう指導した。

しかし、一部地域ではバークの取引が停止し大量のバークが保管状態になっており処分方法の検討が必要となっている。

⑦ きのこと

外国産の野生菌根性きのこの中には、放射性物質の影響を受けやすい種があることが研究により判明しているが、国内産の栽培きのこや野生きのこも同様な性質を持つかの如く報道されたこと、4月以降福島やその周辺において栽培きのこの出荷規制が断続的に発生したこと及び本県においても原木栽培の乾しいたげが出荷自粛となったこと等により、きのこに対して不安を感じる消費者から、数多くの電話やメールの問い合わせがあり、その不安解消に努めた。

(3) 流通食品等の相談・指導

放射性物質の漏洩により食品や水道水が汚染され、県民の食への不安が高まったことから、3月15日食品安全局に電話相談窓口を開設し、問い合わせに応じた。

問い合わせ状況

	一般食品	農作物	畜産・乳	水道	健康	その他	合計
3月	22	359	25	1,223	16	51	1,696
4月	8	105	14	219	7	19	372
5月	7	52	9	21	1	12	102
6月	3	33	1	12	0	3	52
7月	2	38	164	10	0	6	220
8月	1	22	10	9	1	5	48
9月	2	17	1	6	0	1	27
10月	0	39	3	9	0	18	69
11月	0	24	0	6	0	5	35
12月	2	15	0	4	0	2	23
							2,644

また、情報提供では、食品安全情報センター（県HP）に農畜産物等の検査結果及び放射性物質に関する情報を掲載したり、毎月発行している『ぐんま食の安全情報』に3回（Vol.73、74、79）放射性物質に関する特集を組んで正しい知識の普及を図った。

さらに出前なんでも講座のメニューに『食品を介した放射性物質の健康への影響について』を加え、地域に出向いてリスクコミュニケーションを行い、不安の解消に努めた。

講座・講演等開催状況

・出前なんでも講座

受講対象者	開催回数	参加者数	備考(受講対象者内訳)
消費者	26回	1,746人	食改推、婦人団体連絡協議会、消費者団体連絡会 ほか
生産者	5	506	農村女性リーダー、認定農業者 ほか
流通業者	3	244	スーパーマーケット
子育て支援者	3	58	子育て支援センター、女性学級 ほか
計	37	2,554	

・食品安全語部（かたるべ）の会

日時：6月15日（水） 会場：県庁ビジターセンター 参加者：100名

・地域語部の会

日時：7月25日（月） 会場：邑楽館林農業協同組合 参加者：100名
（両日共通）

講演「食品を介した放射性物質の健康への影響について」

講師 小林泰彦先生（独立行政法人日本原子力研究開発機構量子ビーム応用研究部門研究主席）

(4) 工業製品等の相談・指導

顧客から放射線検査を求められている県内製造事業者の取引の円滑化を図るため、県の支援として、公設試験研究機関が、事業者からの依頼に基づく測定試験を行い、検査結果通知書を発行することとした。

まず、4月22日から群馬産業技術センター及び繊維工業試験場で、サーベイメータを用いた工業製品の放射線測定試験を開始した。

次いで、8月11日から群馬産業技術センターにおいて、国内取引向けの加工食品のサーベイメータによる放射線簡易測定試験を開始した。

さらに、11月22日から群馬産業技術センターにおいて、ゲルマニウム半導体検出器を用いた、輸出处向け加工食品の放射性物質測定試験を開始した。

幸いにして、測定した製品から高い放射線量、放射性物質を検出した事例はなく、県内企業の円滑な取引に役立ったほか、いずれも無料で実施しているため、企業の経済的負担の軽減にも結びついた。

(5) 県民健康科学大学の対応

福島第一原発事故により、大気中に飛散した放射性物質が福島県をはじめ東北関東地域の広い範囲に拡散し、県民の間にも放射線・放射能に対する不安が広がった。特に、北部山間地域においては、空間放射線量の高い数値が計測されるなど不安が高まり、市町村等からも放射線の専門家を有する本学に説明・指導等の依頼が多数寄せられた。

このため、県民健康科学大学では、放射線管理計測学を専門とする教員を中心に、放射線・放射能に関する測定方法の技術支援や講座・講習会等以下の取り組みを積極的に行った。

① マスコミ等を通じた啓発活動

県民に対し群馬テレビ等のマスコミを通じ、放射線に対する正しい認識の啓発を行い、不安解消に努めた。

ア 県民電話相談(3/18~19)への協力

・保健予防課が実施する県民からの電話相談に、五十嵐教授・河原田教授が参加

イ マスコミ対応(主なもの)

- ・群馬テレビニュース番組(3/23)出演による解説 五十嵐診療放射線学部長が、群馬テレビニュースにおいて、県民向け放射線の解説
- ・NHK番組への協力 「特報首都圏(4/8)」、診療放射線学部杉野講師が環境放射線測定現場で協力
- ・群馬テレビ特番(4/20)への協力 出演者:大澤知事、奥木JA会長、鶴谷県医師会会長、河原田診療放射線学部長
- ・NHK-FMへの協力 「トワイライト群馬(4/22)」に河原田診療放射線学部長が電話解説
- ・ぐんま経済新聞の取材 河原田学部長談話が7/26の誌面に掲載

② 講座・講習会の開催

緊急公開講座や出前講座として、直接県民に放射線・放射能の違いや影響などを説明し、その後も継続して各地で講座・講習会を行っている。

ア 緊急公開講座の開催

- ・【第1回緊急公開講座(4/23)】本学大講義室で開催、350人参加
放射線・放射能の基礎 河原田教授
自然界の放射線を知る(放射線の測定方法) 杉野講師
群馬県の放射線・放射能測定値の解説 五十嵐教授
放射線・放射能の人体への影響について 渡邊教授
- ・【第2回緊急公開講座(5/14)】太田市学習文化センターで開催
内容は第1回と同じ。214人参加
- ・第2回緊急公開講座の内容を1時間番組に編集して群馬テレビで放映
本放送 5/25 19:00~20:00、再放送 5/28 20:00~21:00

イ 出前講座等(予定を含む)

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2	7	15	5	8	10	14	4	2	7	2	76

※診療放射線学部の14名の教員が手分けして講師となって対応。

※依頼先は、病院、行政センター・公民館・自治会、中高等学校、消費生活センター、市町村教育委員会、町村議長会等、多岐にわたる。

・出前講座の他に、直接大学・教員に要望のある講演会等に対応(約30回)

ウ ぐんまちゃん家での講演

・ぐんま地域・大学連携協議会の事業の一環として倉石准教授が講演(7/28)

エ 市町村からの要請による協力等

- ・河原田学部長が、片品村主催による南相馬市の住民を対象に講演(5/31)
- ・渡邊教授が、川場村教委主催による講演会において講演(7/2)

③ 放射線量の測定支援等

県や市町村が空間放射線量の測定を行うに際し、測定機器の性能の違い、測定方法の統一化や測定機器の校正などを指導し、全県的に同一方法による計測数値得られることにより、県民の不安解消に努めた。

ア 放射線計測装置の貸出し

- ・保健予防課への測定機器の貸出し（3/15）（サーベイメーター3台他）
- ・繊維工業試験場への測定機器の貸出し（4/22）（ポケット線量計3台）

イ 県内学校における空間放射線量調査への協力

- ・5/28～7/29（教）スポーツ健康課に協力し実施
- ・本学の杉野講師が測定値を評価
- ・県内の小・中・高685校については、大学OBがボランティアとして測定

ウ 県内保育所・私立幼稚園における空間放射線量の測定

- ・5/28～7/29子育て支援課に協力し実施
- ・本学の杉野講師が測定講習会を開催し、測定値を評価

エ 県内市町村における空間放射線量の測定協力等

- ・本学の杉野講師が測定講習会を開催し、測定値を評価
館林市・みどり市（6/6）、前橋市（6/21）、利根沼田・吾妻県民局管内講習会（7/7）
- ・杉野講師が測定値等を監修・コメントしている市町村
前橋市、館林市、桐生市、みどり市、沼田市、榛東村、吉岡町、板倉町、川場村、昭和村（10市町村）

④ 行政機関への対応等

県や前橋市が主催する放射性物質に関する専門家会議等の委員に本学教員が就任し、行政機関に対してアドバイスを行った。

ア 市町村からの要請による協力等

- ・五十嵐教授が、前橋市放射能対策委員会外部専門委員に委嘱される。（8/8）

イ 県議会大規模地震対策特別委員会への出席

- ・同委員会に、河原田学部長が説明員として出席し、講演を行うとともに委員会の審議に出席し、委員からの質問に回答した。（10/12）

ウ 放射線の健康への影響に関する県有識者会議参加

- ・同会議委員に河原田学部長、渡邊教授が就任
- ・有識者会議に出席（11/21）

4 風評被害への対応

(1) 農林水畜産業

① 農水畜産物

福島第一原子力発電所事故に伴う県産ほうれんそう、かき菜、茶及び乾燥しいたけの出荷停止や暫定規制値を超えた他県産牛肉が市場で流通したこと等により、県産農畜産物に対する風評被害が発生した。

県では、国に対し、国内外における正確な情報の提供を要請するとともに、速やかに県産農畜産物の安全性のPRに取り組んだ。各種の広報媒体を活用して理解を求めるとともに、知事のトップセールスをはじめ、県産農畜産物の試食・即売会等を県内外で開催し、科学的な検査結果に基づく客観的な判断と冷静な消費行動を訴えた。



知事による「野菜安全宣言」

4月12日（ぐんまちゃん家）

② 木 材

木材に対する風評被害を解消するため独立行政法人森林総合研究所が福島県内で調査した結果を木材関係者に周知したほか川場村県有林において同様の調査を実施した。

③ き の こ

4 月上中旬に大きな風評被害が発生し、風評を払拭するために急きよ 4 月中下旬に集中的に安全検査を実施し、報道機関に公表することによりゴールデンウィーク以降の風評被害の軽減を図った。

また、9 月からきのこシーズンとなり野生きのこも検査し、栽培、野生ともにきのこの安全性をアピールした。

なお、乾しいたけの出荷自粛以降は、生きのこへの風評被害防止のため、検査回数と検体数を増やして県全域で生産されているきのこの安全性をアピールしている。

(2) 観光業

福島第一原子力発電所事故に伴い、群馬県が福島県の隣接県であることや、県産農作物が出荷停止になったことなども影響し、観光業においても深刻な風評被害が発生し、県内の観光地・温泉地は大きく観光客が減少した。こうした状況を打開し、県内に観光客を呼び戻すため、4 月 18 日にはぐんまちゃん家で、知事のトップセールスとして「ぐんまのおかみ温泉地緊急 P R (ググっとぐんまの農産物フェアと同時開催)」を開催したり、4 月 20 日には「ぐんま観光元気宣言」を県内外に向けて発信するなど、P R 事業を展開した。

また、具体的な誘客施策としては、緊急対策として 4 月補正予算により、「ぐんまの温泉・観光宿泊割引プラン」や「ググっとぐんま体験・滞在バスツアー」などを実施した。

5 除 染

(1) 県内汚染の状況

従前から県衛生環境研究所に設置してあるモニタリングポストで空間放射線量の常時監視を行っているが 3 月 15 日 13 時～14 時に 0.562 μ Sv/h という最高値を測定した。

また、文部科学省及び群馬県が平成 23 年 8 月 23 日～9 月 8 日に実施した放射性物質の航空機モニタリング調査によって、県内 25 市町村で、国が示す基準 0.23 μ Sv/h を超える地点があることが判明した。

特に沼田市北部～川場村、桐生・みどり市北部等に、周囲より放射線量の高い可能性のある地域が存在することが判明し、県がこの地域周辺における地上 1 m の空間放射線量を測定したところ以下のとおりであった。(9 月 27 日現在)

- ・沼田市北部～川場村：0.18～0.46 μ Sv/h (13 カ所)
- ・桐生市～みどり市：0.13～0.40 μ Sv/h (14 カ所)

(2) 当初の対応

モニタリングポストによる空間放射線量の数値については、3 月 13 日午後から全国に先駆けて県ホームページに掲載し、24 時間毎時更新した。その後、数値が安定したため 4 月 6 日からは日中のみ随時更新し、平成 23 年末時点では午前 10 時と午後 5 時にその時間までの時間毎の数値を公表している。

また、5 月下旬に非エネルギー補償型サーベイメータを用い県内 92 カ所の広域調査を実施。県北部山沿いが比較的高濃度な事が判明。更に、9・10 月中にはエネルギー補償型サーベイメータを用い再度広域調査を実施し、結果を公表した。

(3) 国の方針

国は平成 23 年 8 月 26 日に「除染推進に向けた基本的考え方」を示し、下記の目標を掲げた。

- ・推定年間被ばく線量が 20mSv を超えている地域を中心に、国が直接除染を推進することで、推定年間被ばく線量が 20mSv を下回ることを目指す。

- ・推定年間被ばく線量が 20mSv を下回っている地域においても、市町村、住民の協力を得つつ、効果的な除染を実施し、推定年間被ばく線量が 1 mSv に近づくことを目指す。
- ・とりわけ、子どもの生活圏（学校、公園等）の徹底的な除染を優先し、子どもの推定年間被ばく線量が一日も早く 1 mSv に近づき、さらにそれを下回ることを目指す。また、上記の考え方を基に、福島第一原発事故により放出された放射性物質による環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的とした「放射性物質汚染対処特措法」が平成 23 年 8 月 30 日に公布・一部施行され、平成 24 年 1 月 1 日に本格施行された。
この法律では、追加被ばく線量がおおむね年間 1 から 20mSv の間の地域において、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められる場合には、当該地域を汚染状況重点調査地域として指定するものとしている。また、指定を受けた市町村は、調査測定の結果等により除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるための除染実施計画を定めることとなる。その後は除染実施計画に従って計画的に除染を進めていく。

（４）県・市町村の役割

その地域の平均的な放射線量が 1 時間当たり 0.23 μ Sv 以上の地域を含む市町村を、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、国は市町村単位で汚染状況重点調査地域に指定した。

（指定を受けた市町村は、調査測定の結果に基づき具体的に除染を行う区域を判断していくことになるため指定を受けた市町村の全域が除染実施区域になるとは限らない）

群馬県内では桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町の 12 市町村が指定された。

指定を受けた市町村は、調査測定の結果に基づき、実際に除染を行う区域を判断し、除染実施計画策定。平成 24 年度以降実際に除染作業を行うこととなる。

なお、重点調査地域に指定されない市町村においても独自に基準や計画策定し、除染を実施している。

県は、各市町村が除染を計画・実施する際の横断的な調整を行う。

（５）具体的な対応

放射性物質汚染対処特別措置法の内容をより具体的に示した除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月 14 日公表）に沿って、市町村は除染実施計画の策定区域を決定するための調査測定を行う。その後除染計画を策定しそれぞれ建物など工作物、道路、土壌、草木の除染等を行っていく。具体的な除染内容は、落ち葉・汚泥等の除去、草刈り、洗浄、表土の削り取り、土壌で覆う、立木の枝打ち・除去等であり、現場の状況に応じて効果的かつ効果的な除染方法を実施する。

（６）県有施設における除染対策

放射性物質汚染対処特措法においては、県が管理する施設（道路を含む）は、県が自ら除染を実施することとなっている。そこで、各部局が管理する県有施設 1,057 施設、及び県管理道路（通学路等）1,186 箇所において、11 月下旬から 12 月上旬に放射線量を測定・公表し、その結果は毎時 0.02～0.36 μ Sv であった。このうち、面的に法の基準以上であった「21世紀の森」森林公園ほか 2 つの県有施設等について、市町村の除染実施計画等に沿った除染を実施し、ホットスポットについては、適時、管理者が通常の管理の下で除染を実施することとした。

6 その他

（１）損害賠償請求

① 農畜産業

4 月 21 日に J A グループ群馬の各団体を主な構成員とした「東京電力福島原発事故農畜産物損害賠償対策群馬県協議会」が設立された。

県は、協議会及び市町村と連携を図り、生産者の損害賠償請求を支援するとともに、東京電力㈱及び国に対し迅速で万全な補償を求めた。

県協議会では、東京電力㈱に対し、平成 23 年 5 月～平成 24 年 3 月まで計 9 回、出荷停止品目（ハウレンソウ、カキナ、茶、牧草）及び風評被害（農林産物、花卉、牛肉等）に係る損害賠償請求を行った。平成 24 年 3 月末時点で請求額の合計は 159.9 億円となり、うち 75.6 億円が本払い又は仮払いされている。

また、県内卸売市場においては、県産農畜産物をはじめとする生鮮食料品が風評被害の影響で価格低下及び入荷減少をまねいたことから、各卸売会社等は東京電力㈱に対し損害賠償請求の手続きを行っている。

② 観光業

福島第一発電所事故による観光業の被害については、その被害の実状を訴えるとともに適切な補償がなされるよう、県として国等関係機関に要望書を提出した。その結果、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針（8 月 5 日決定）において、群馬県についても観光業の風評被害が認められた。

その後、9 月 21 日に東京電力㈱から請求手続きが公表されたが、賠償金額の算定基準が本県の被害の実態を反映しておらず、受け入れがたいものであった。県として、東京電力㈱に対し基準の見直しについて要望を行うなどした結果、10 月 26 日に東京電力㈱から見直し基準が示され、県内の観光業界もそれを受け入れた。

こうした事情により、風評被害の損害賠償請求は、11・12 月から実質的にスタートしている状況であり、その後、各事業者から直接東京電力㈱に対し、請求が行われている。

なお、県として、請求手続き等についての説明会を開催したり、県庁観光物産課及び県内各地の商工会、商工会連合会、商工会議所に相談窓口を設け、事業者からの相談に応じている。

③ 下水処理等発生汚泥

放射性物質が混入した下水及び農業集落排水処理汚泥の検査・保管・処分等に係る費用について、損害額が確定したものから東京電力へ順次請求を行っている。

（2）食品等の輸出に関する証明書の発行

福島第一原子力発電所の事故を受け、諸外国において、日本から輸出される食品の輸入停止や証明書の発行を求める等の規制措置がとられた。

農林水産省から 39 か国・地域を対象に輸出食品等の証明書を発行するよう要請を受け、本県での発行は平成 24 年 2 月末時点で 18 か国、延べ 1,131 件で、88 社に及んでいる。

（3）尾瀬地内所有土地に関する東京電力への申し入れ

平成 23 年 5 月 20 日、東京電力㈱による「当面の事業運営・合理化方針」として、電気事業の遂行に必要な不可欠な資産を除き売却することの方針が示されたことを受け、5 月 25 日付けで東京電力㈱には、尾瀬国立公園内に所有する土地を売却することのないよう、また、これまで同様の保護・管理水準を維持することを、国には、東京電力㈱に対し、上記に向けた指導と必要な予算確保を求める緊急要望を行った。

なお、翌 5 月 26 日には東京電力㈱から、尾瀬の土地は大切な事業用資産であり現時点では売却について考えていない、入山者の安全を確保するため、責任を持って最小限の維持管理を行っていく旨の回答があった。

第4節 県内産業に対する各種支援

1 がんばろう群馬！産業支援本部の設置

(1) 目的

本県経済は、東日本大震災による直接的な被害に加え、電力や資材等の不足による生産の急激な落ち込み、長期化する放射能問題やそれに伴う風評被害、さらに全国的な自粛ムードによって、製造業、観光業、農業など地域経済を支えるあらゆる産業が大きな打撃を受けた。

こうした厳しい状況に対し、迅速に、即効性のある経済対策を講じるとともに、長期的な視点も含めて関係部局が一体となって県内産業を支援するため、4月11日付けで「がんばろう群馬！産業支援本部」を設置した。

(2) 構成員

- ・本部長 知事
- ・副本部長 副知事
- ・本部長 各部長、危機管理監、会計管理者、企業管理者、病院管理者、議会事務局長、教育長

【支援本部会議の開催状況】

第1回	日時：平成23年4月11日（月） 議題：本部の設置、各部局の施策課題と対応案の報告等
第2回	日時：平成23年4月20日（水） 議題：「がんばろう群馬！産業支援総合対策」の取りまとめ等
第3回	日時：平成23年5月16日（月） 議題：群馬DCの推進について、夏期の電力需要抑制について
第4回	日時：平成23年6月16日（木） 議題：夏期の節電対策における課題と対応の考え方について
第5回	日時：平成23年6月30日（木） 議題：夏期の電力需給対策について、群馬DCについて
第6回	日時：平成23年7月7日（木） 議題：夏期の電力需給対策について
第7回	日時：平成23年7月21日（木） 議題：群馬県内における使用最大電力の状況について
第8回	日時：平成23年7月28日（木）15:20から 議題：「原子力事故による観光業の被害に対する賠償の要望」について

(3) 連絡調整会議

支援本部の下に連絡調整会議を設置して随時開催し、支援策等の具体的検討・調整等を行った。

- ・委員長 産業経済部長
- ・委員 各関係課長

2 がんばろう群馬！産業支援総合対策

(1) 目的

東日本大震災の影響により、大きな打撃を受けた県内産業を支援するため、がんばろう群馬！産業支援本部において、迅速かつ即効性のある総合的な経済対策として「がんばろう群馬！産業支援総合対策」を取りまとめた。（4月20日）

この対策に基づき、4月補正予算（知事専決処分）及び5月補正予算を編成し、速やかな執行を図ったほか、既決予算で対応できるものは前倒しで実施するなど、積極的な取組を行った。

(2) 実施した取組（7分野46の取組）

① 群馬からのメッセージ発信

知事が先頭に立って、本県の安全性確保に向けた取組を県内外でPRしたほか、原発事故による被害や電力不足問題への対応について、国に対して積極的に要望活動を行うなど、県内産業の支援のためのメッセージを強力に発信した。

取組一覧

取組	内容
知事のトップセールス	ぐんまちゃん家等の各地で、県産農産物の安全性PRや、観光元気宣言など、知事がトップセールスを実施
国等への要望	東日本大震災に関連し、計画停電の見直しやガソリン等燃料の安定供給、農畜産物や観光業における放射性物質被害対策の強化等について要望を実施
各種広報媒体による対策のPR	県HP、県広報紙のほか、新聞、テレビ及びラジオ等の各種広報媒体を活用し、対策のPRを実施

② 農業支援

放射性物質の影響により、消費者・実需者に広がった県産農畜産物に対する不安を払拭するため、本県の安全性確保への取組について、各種広報媒体を活用して理解を求めるとともに、消費者・生産者等の相談窓口を設置し情報の周知を図った。

また、風評被害などにより深刻な経営危機に瀕する恐れのある生産者に対し、制度資金を創設して資金面等から経営の維持・継続を支援した。

ア 安全性PR

広報媒体を活用し、本県の安全性確保への取組等をPRするとともに、市町村や農業団体等と連携し、ぐんまちゃん家や卸売市場等における知事の安全宣言・トップセールス、県産農畜産物の試食・即売イベント等を県内外で開催した。

香港のスーパーや食肉事業者に対する知事トップセールスを含め、国内外における県産農畜産物の安全性PRイベント等は200回に達した。



4月19日（東京都中央卸売市場（築地市場））

イ 制度資金

放射性物質の暫定規制値を超えたハウレンソウとカキナに対する出荷自粛により、当該農産物の生産者が収入減による深刻な経営危機に瀕する恐れがあることから、無利子のつなぎ資金である「東日本大震災緊急対策資金」を3月25日付けで創設し、資金面から経営の維持・継続を支援した。

その後、9月7日付けで肉用牛の安全性を確保するための県外と畜場における放射性物質の検査費用を、12月22日付けで乾しシイタケを、逐次つなぎ資金の対象に加え、資金の拡充を図った。

3月31日現在で、23件71,410千円の貸付けが承認された。

◆東日本大震災緊急対策資金融資等の状況（農業事務所管内別） <単位：千円>

農業事務所	中部	西部	吾妻	利根沼田	東部	合計
件数	2	1		15	5	23
金額	1,020	9,000		53,600	7,790	71,410

(H23.12.31現在)

ウ 農業者相談窓口

3月15日に県内6か所（各農業事務所普及指導課及び農政部技術支援課内）において、農業者相談窓口を設置し、農業技術対策や経営管理に関する農業者等からの相談を受けた。

農業事務所普及指導課の相談窓口は農業者からの相談が多かったが、3月20日のハウレンソウ・カキナの出荷自粛要請後に増加し、4月8日の安全宣言以降は減少